＜進路指導　知識②＞

【「特定相談支援事業所」と「一般相談支援事業所」の違いについて】

障害のある人の生活の困りごとや福祉サービスについての相談ができる窓口として、相談支援事業所があります。相談支援事業所には、大きく分けて「特定相談支援事業所」と「一般相談支援事業所」の２種類があり、それぞれ相談できる内容が異なります。

「特定相談支援事業所」と「一般相談支援事業所」の利用は無料です。

※「特定相談支援事業所」：福祉サービスの利用計画を作成（いわゆる計画相談）する事業所です。相談支援専門員が利用者の面談や訪問などを通じてプランを考えます。また、作成した計画が最適かどうかを定期的にモニタリングし、必要なサービスがあれば見直しや修正を行います。

※「一般相談支援事業所」：施設や病院から地域生活へスムーズに移行するための相談支援を行う事業所です。具体的には、地域生活へ移行するための支援や必要な障害福祉サービスの体験利用や宿泊体験などを提案します。また、地域生活を営んでいく中で生じる悩みや不安、心配ごとなどの解消に向けての活動も行っていきます。

【相談の種類と相談すべき事業所先】

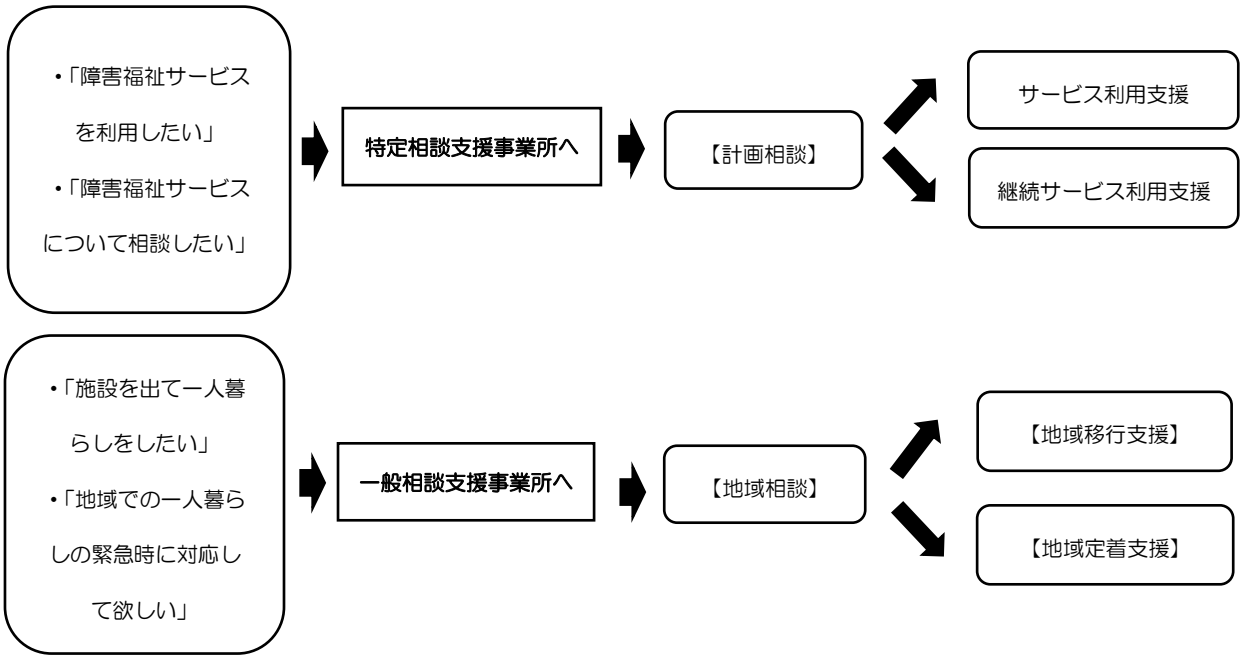

※山梨県のホームページに「障害者福祉施設一覧」に PDF データが掲載されていますので、一度ご覧いただけたらと思います。

【リンク先】

・山梨県障害者福祉施設一覧

・ドコモ・プラスハーティの障がい者情報サイト　ハーティサロン